

第2回 農業委員会総会議事録

日時 令和2年8月25日 13:30~13:55

場所 農村環境改善センター

出席委員（承認印）

1番 島次	2番 埜田	3番 李	4番 八田	5番 柚原	6番 西野	7番 水崎
8番 小山	9番 鎌田	10番 真野	11番 阿部	12番 松島	13番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：中道事務局長、渡辺主事補

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3番 李委員
4番 八田委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 8月の業務報告について
- (3) 9月の業務予定について

4 議案

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 現況証明願の承認について
- 第4号 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

5 協議事項

- (1) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 9月25日（金）午後6時00分から
- (2) その他

事務局長	<p>お疲れ様でございます。 ただ今から第2回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 ただ今の出席委員数は、13名で定足数に達しております。 それでは出羽会長の進行でお願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、日程2の議事録署名委員の指名をいたします。 3番 李委員、4番 八田委員、この両名を指名いたします。 続きまして日程3の報告事項に入ります。 (1)の諸般の報告について、事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>3点報告させていただきます。 1点目ですが、後ほど業務報告の中でも報告いたしますが、8月4日に十勝農業委員会連合会臨時総会が帯広市で開催され、役員選任の議案が承認され、会長に帯広市の中谷敏明氏が再任となっております。副会長には、鹿追町の菊池輝夫氏と浦幌町の小川博幸氏の2名が新任されました。 また、南十勝農業委員会からは、本村から出羽会長と広尾町の今村会長が理事に、更別村の道見会長が監事に選任されましたのでご報告いたします。 次に2点目でございますが、7月27日に南十勝農業委員会連絡協議会における会長会議を本村にて開催し、新型コロナウイルスによる今年度の事業実施について協議を行っております。7月に本村で行われる予定でした会長・代理・事務局長研修会及び8月に広尾町で開催予定でした南十勝農業委員会委員・職員研修・交流会、それから翌年2月に帯広市で開催予定でした農業委員会研修会について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の南十勝としての行事は全事業が中止となりましたので、ご報告いたします。 また、新人農業委員会等研修会についても十勝と南十勝レベルの研修会は開催しないこととなりましたので、各町村単位での研修会の対応となりましたのでご報告いたします。 また、十勝単位での11月の講演会や12月の年金協議会研修会などについては今後開催の有無の決定がされる予定です。 3点目ですが、例年9月上旬に行われておりました、議会産業常任委員会と合同で実施しております農作物作況調査についてですが、こちらも新型コロナウイルス感染防止の観点から議会事務局とも協議の上、普及センターからの作況データの提供いただくのみとし、現地調査及び会議については中止となりましたので、ご報告いたします。 以上報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>南十勝の行事ですが、2月の研修会も、そのときまでにはコロナはおさまらないんじゃないかということで、もう今のうちから中止を決めたほうがいいんじゃないかということで、中止を決断させていただきました。十勝のほうもですね、4日に会議があるわけですけども、たぶん同じようなかたちになると思うんですけども、その中で話し合っただけで今後の十勝のことは決めていきたいと思っています。以上です。 皆様方から何かございますか。 なければ、(2)8月の業務報告及び(3)9月の業務予定について、事</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局から説明願います。</p> <p>議案3ページをお開きください (2) 8月の業務報告についてですが、 8月4日、十勝農業委員会連合会臨時総会が帯広市で開催され、出羽会長が出席しております。 8月24日北海道農業会議臨時総会が札幌市で開催され、総会は欠席とし、全議案承認として書面評決を行っています。 次に本日総会後に全員協議会その後、休憩をはさみ広報委員会を開催予定です。 8月26日、大規模草地育成牧場運営審議会が改善センターにて開催予定で水崎委員が出席予定です。 次に(3)9月の業務予定ですが、9月2日から11日の会期で、議会定例会が開催予定で、出羽会長と中道が出席予定です。 9月4日、十勝農業委員会連合会第3回役員会が帯広市にて開催予定で出羽会長が出席予定です。 例年9月上旬に実施しておりました議会との合同による農作物の作況調査については、先ほど説明したとおり今年度は中止とさせていただいております。 業務報告及び業務予定は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 所有権移転の番号1番について事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 番号1番について朗読説明】 議案の5ページに位置図を、6ページに地番図をお付けしています。 なお、別紙でお配りしている資料1番、調査書1ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号1番について、地区担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 八田委員 何か補足などありませんか。</p>
<p>八田委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>9番 鎌田委員 何か補足などありませんか。</p>
<p>鎌田委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号所有権移転の番号1番について、質疑を受けたいと思います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第1号(1)所有権移転の番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ハイ」の声)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号(1)所有権移転の番号1番は、原案どおり可決決定されました。</p> <p>次に所有権移転の番号2番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第1号 番号2番について朗読説明】 現地確認は、出羽会長、水崎委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料1番、調査書2ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号2番について現地確認委員の意見を求めます。</p> <p>7番 水崎委員 何か補足などありませんか。</p>
水崎委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>私からは、補足はありません。</p> <p>それでは、議案第1号所有権移転の番号2番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第1号(1)所有権移転の番号2番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ハイ」の声)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号(1)所有権移転の番号2番は、原案どおり可決決定されました。</p> <p>次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農</p>

	<p>用地利用集積計画の決定について、売買の番号 1 番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号 番号 1 番について朗読説明】</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（「ありません。」の声）</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 売買の番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「ハイ」の声）</p>
議長	<p>それでは、売買の番号 1 番は原案どおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 3 号、現況証明願の承認について 番号 1 番から 2 番まで一括して、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号 番号 1 番から 2 番について朗読説明】 現地確認は、出羽会長、李委員、水崎委員が行っています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 番号 1 番について、現地確認委員 3 名を代表して、7 番 水崎委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。</p>
水崎委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（「ありません。」の声）</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「ハイ」の声）</p>
議長	<p>それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。</p> <p>次に、番号 2 番について、現地確認委員 3 名を代表して、7 番 水崎委員に意見を求めます。</p>

	何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
議長	それでは番号2番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。番号2番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号2番は原案どおり可決決定されました。次に、議案第4号 農地パトロールの実施について、事務局から説明願います。
事務局長	<p>それでは農地パトロールについてご説明申し上げます。別冊の総会資料 NO.2 をご用意ください。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。</p> <p>農地パトロール、正式には利用状況調査とありますが、農地法抜粋の上段になりますが、農地法第30条において毎年1回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により義務付けられた調査となります。また、さらに下段になりますが、農地法第32条では、農業委員会は、農地パトロールの結果、その下の第1号で、「現に耕作に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」の場合やあるいはその下第2号の、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」があった場合は、所有者等へ利用意向調査を行うこととされております。</p> <p>次に2ページをご覧ください。</p> <p>こちらは遊休農地に関する措置の概要ということで、制度の一連の流れを図示したもので、左から毎年1回、利用状況調査を実施し、遊休農地が発見された場合には真ん中になります利用意向調査の部分にうつっていきます。利用意向調査では、①の自ら耕作するのか②の農地中間管理事業いわゆる北海道農業公社等を利用して権利設定をするのか、それとも③の誰かに貸し付けるのか意向を調査しますが、意志を表明しない、あるいは意向のとおり農地利用がされない場合に、農業委員会は、農地中間管理機構(農業公社等)へ協議の勧告をし、勧告を受けた農業公社は北海道知事に農地を貸し出すための中間管理権設定の申請をし、道の裁定により、所有者の意思によらず管理権を得て農地の貸付ができるというのが制度の主な流れとなっております。</p> <p>また、この制度については、一度利用意向調査をした場合、農地利用がされるまで法の趣旨に則り、農地利用が適正にされるまで措置が続く制度となっております。本村においては、現在、遊休農地はなく、実際、この制度の運用に沿っ</p>

た措置、事例はありませんので申し添えます。

次の3ページは、遊休農地対策の流れの詳細となりますので、説明は省略いたします。

次に4ページをご覧ください。

こちらは、遊休農地を確認した場合の仕分けについて図示しております。

再生可能な農地か、あるいは再生困難な農地なのかで仕分けを行います。

左側の再生可能と判断した農地については2号遊休農地、1号遊休農地をしたうで中間管理機構への貸付け等へ誘導しますし、右側の再生困難な土地と判断された土地や森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合には、農業委員会総会の議決により非農地判断とすることができることとなっております。

なお、非農地判断については原則、当該調査を実施した年内に決定することとなっております、一昨年から認められた措置となっております。

以上が制度についての説明となります。

次に5ページをご覧ください。

こちらは農地パトロール実施に当たり調査の趣旨を徹底するため、中札内村農業委員会として平成26年8月27日から施行している実施要領となっております。

新しい委員さんもいらっしゃいますので若干説明させていただきます。

第1条には、この調査の目的として、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として実施するものであります。

次に第2条では、パトロールの実施時期については7月から9月の期間のうち1ヶ月を設定することとしており、例年では8月に実施しておりますが、今年度については農業委員の改選年だったことから9月に設定しようとするものです。

次に第3条ですが、実施の対象については、村の全ての農地が対象となり、(1)から(6)に掲げる点を調査するものです。

特に調査の視点として主眼として上げさせていただければ(1)の遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握、(2)農地法の許可案件の履行状況の確認ということで、農地転用がされた案件の工事の進捗状況の確認をお願いしたいと考えています。

今年度で言いますと中島地区の2件と中札内地区の1件の転用案件がすでに許可されていますので、進捗状況の確認をお願いいたします。

それから(4)農地の違反転用の未然防止及び早期発見に念頭に調査をお願いしたいと思います。

次に第4条は、調査の実施にあたり総会で意思統一をすることを明記しており、次の第5条では、農地パトロールは区域を区切って地区担当の農業委員で実施となっておりますので、地区毎での調査をお願いしたいと思います。

次に6ページには、第6条で調査結果の整理等の対応を記載しておりますが、制度概要と重複しますので説明は省略します。

第7条では、パトロールの広報、第8条には関係機関との連絡・調整について記載のとおりですのでこちらも説明は省略します。

以上が実施要領の説明となりますが、今年度は9月をパトロール月間として、この要領に従って実施していただきたいと考えておりますので承認をお願いしたいと思います。

なお、調査方法ですが、現地調査では再生可能な農地かどうかなどの判断もあり、法的には原則、複数の農業委員により調査することとなっておりますので、各地区の委員さんで実施日、割当等については、ご協議いただければと思います。

また、調査後に提出いただく報告書と特に現地調査をお願いする箇所については、本日、事務局から各委員さんに配布させていただいています。中札内地区、中島地区、上札内地区の3地区につきましても、あらかじめ見ていただきたいところを図におとしておりますので、そちらの確認もお願いしたいと思います。

それから、報告ですが、遊休農地のある、なしにかかわらず、調査日、担当委員さんの氏名等を記載の上、事務局まで報告をお願いいたします。地区ごとでの一括での報告も可能としますので、よろしくをお願いいたします。

農業委員の皆様には、これから農繁期を迎え、何かとご多忙な時期を迎え、恐縮ですが、農地パトロールの適正な実施に向けご協力をお願いいたします。以上、説明を終わらせていただきます。

議長

今の説明で何かわからない点がありますか。

なければ、ただ今説明がありましたように、農地パトロールは9月に実施するというのでよろしいでしょうか。

委員

(「ハイ」の声)

議長

それでは今年度の農地パトロールについては、9月実施ということで決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

続いて日程5の協議事項に入ります。

事務局からはないようですが、皆さんから何かございますか。

委員

(「ありません。」の声)

議長

ないようですので、次に、日程6その他ですが、

(1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。

事務局長

次回の総会ですが、農繁期ということもあり、9月25日金曜日午後6時でお願いいたします。

議長

次回の総会は、農繁期にあたりますので、9月25日金曜日午後6時からということでお願いいたします。

事務局	<p>その他、事務局から何かありますか。</p> <p>私から2点ご連絡がございます。</p> <p>1点目です。農地所有適格法人の報告書の提出について各法人にご案内しているところですが、まだ未提出の法人がございます。お手元に未提出者名簿を配布しておりますので、ご確認いただき、地区担当の対象の委員さんは、お手数をおかけしますが、報告書の提出の依頼をお願いします。</p> <p>次に2点目です。お手元に1冊ずつ、のびーるファイルを配布しております。こちらは、総会資料などを保管するのにご使用ください。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>その他 皆さんから何かありますか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>ないようなので、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これで第2回総会を閉会いたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p>(「お疲れ様でした。」の声)</p> <p>(13時55分閉会)</p>